

民生環境委員会活動実績等について
(平成 28 年 12 月～平成 29 年 11 月)

1 議案審査結果等

(1) 委員会

① 平成 28 年 12 月定例会 (1 議案) (12 月 12 日審査)

No.	議案名	審査結果
1	第 98 号議案 指定管理者の指定について (舞鶴市東公民館大波上集会所)	可決すべきもの (全員賛成)

② 平成 29 年 3 月定例会 (9 議案) (3 月 14 日審査)

No.	議案名	審査結果
1	第 22 号議案 舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
2	第 23 号議案 有本千壽子基金条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
3	第 24 号議案 舞鶴市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
4	第 25 号議案 舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
5	第 26 号議案 舞鶴市保健センター条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
6	第 27 号議案 舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
7	第 28 号議案 舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
8	第 29 号議案 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
9	第 30 号議案 舞鶴市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)

③ 平成 29 年 6 月定例会 (2 議案) (6 月 15 日審査)

No.	議案名	審査結果
1	第 64 号議案 舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
2	第 65 号議案 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)

④ 平成 29 年 9 月定例会（2 議案）（9 月 15 日審査）

No.	議案名	審査結果
1	第 95 号議案 舞鶴市介護保険条例の一部を改正する 条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)
2	第 96 号議案 舞鶴市文化振興条例の一部を改正する 条例制定について	可決すべきもの (全員賛成)

(2) 予算決算委員会分科会（※当該議案に係る所管事項）

① 平成 28 年 12 月定例会（2 議案）（12 月 12 日審査(質疑等)）

No.	議案名
1	第 103 号議案 平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)
2	第 104 号議案 平成 28 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 3 号)

② 平成 29 年 3 月定例会（9 議案）（3 月 14 日審査(質疑等)）

No.	議案名
1	第 2 号議案 平成 29 年度 舞鶴市一般会計予算
2	第 4 号議案 平成 29 年度 舞鶴市病院事業会計予算
3	第 5 号議案 平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算
4	第 10 号議案 平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算
5	第 11 号議案 平成 29 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算
6	第 41 号議案 平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)
7	第 42 号議案 平成 28 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 2 号)
8	第 43 号議案 平成 28 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算 (第 3 号)
9	第 48 号議案 平成 28 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算 (第 2 号)

③ 平成 29 年 6 月定例会（2 議案）（6 月 15 日審査(質疑等)）

No.	議案名
1	第 53 号議案 専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号))
2	第 56 号議案 平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)

④ 平成 29 年 9 月定例会（8 議案）（9 月 15 日審査(質疑等)）

No.	議案名
1	第 79 号議案 平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)
2	第 81 号議案 平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算 (第 1 号)
3	第 82 号議案 平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)
4	第 83 号議案 平成 28 年度 舞鶴市一般会計決算の認定について
5	第 85 号議案 平成 28 年度 舞鶴市病院事業会計決算の認定及び資本 剰余金の処分について

6	第 86 号議案	平成 28 年度	舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について
7	第 92 号議案	平成 28 年度	舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について
8	第 93 号議案	平成 28 年度	舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について

2 委員会の開催

No.	日 時	議 題
1	平成 28 年 11 月 29 日(火) 午前 11 時 35 分 ～午前 11 時 40 分	(1) 委員長の互選について (決定) (2) 副委員長の互選について (決定)
2	平成 28 年 12 月 12 日(月) 午後 1 時 52 分 ～午後 2 時 14 分	(1) 議案審査 (1 議案) (2) 閉会中の継続審査について (決定)
3	平成 29 年 1 月 24 日(火) 午後 0 時 59 分 ～午後 1 時 4 分	(1) 1 年間の活動計画について (決定)
4	平成 29 年 3 月 14 日(火) 午後 5 時 29 分 ～午後 6 時 52 分	(1) 議案審査 (9 議案) (2) 閉会中の継続審査を決定 (3) 監視機能の充実において、後期実行計画の点検評価する項目を協議、決定 (4) 調査視察を協議、決定
5	平成 29 年 6 月 15 日(木) 午後 1 時 36 分 ～午後 2 時 23 分	(1) 議案審査 (2 議案) (2) 平成 28 年繰越明許費について (執行機関からの説明、質疑) (3) 閉会中の継続審査について (決定) (4) 委員会視察結果報告について (先進地視察に係る委員の所感を発言)
6	平成 29 年 9 月 15 日(金) 午後 5 時 41 分 ～午後 5 時 59 分	(1) 議案審査 (2 議案) (2) 閉会中の継続審査について (決定) (3) 現地視察について (視察先・内容の決定)
7	平成 29 年 10 月 6 日(金) 午前 10 時 00 分 ～午前 11 時 52 分	(1) 新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の進捗状況について (執行機関からの説明、質疑、委員間討議、委員会としての点検評価のまとめ)
8	平成 29 年 11 月 14 日(火) 午前 10 時 56 分 ～午前 11 時 10 分	(1) 1 年間の活動実績等について 1 年間の活動実績及び申し送り事項について協議、決定

3 委員会活動計画に係る取り組み

(1) 重点事項

- ① 子育て支援 (乳幼児教育・支援) に関する調査研究
- ② 一般廃棄物に関する調査研究
- ③ 国民健康保険制度に関する調査研究

(2) 新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の点検評価項目

編・章・節	監 視 項 目
1・1・2	2 環境都市創造への取組 (2) 循環型社会の確立 ① 3R活動の推進 ② 環境美化活動の推進
1・2・1	2 健康な心身づくり (2) 生活習慣病等の疾病予防の推進 ④ 国民健康保険事業に係る疾病予防の推進（受診率向上の取組）
1・3・1	1 安心できる子育てと人格形成の基礎を培う乳幼児期の環境づくり (1) 仕事と家庭の両立支援 ① 保育サービスの充実 (4) 幼稚園への支援と環境整備 ① 幼児教育の振興 ② 幼稚園児世帯の負担軽減 ③ 私立幼稚園への支援 ④ 公立幼稚園の運営 2 夢に向かい、力づく社会を生き抜く力を養成するための小中一貫した環境づくり (1) 魅力ある教育活動を展開し「生きる力」を培う学校づくりの推進～「知・徳・体」バランスのとれた力の向上とふるさと学習の充実～ ⑧ 保幼小中の連携充実

※委員会の点検評価内容は別紙1のとおり

(3) 先進地視察

No.	日程	視察先	調査内容
1	平成29年5月8日（月）	大阪府高槻市 （桜台認定こども園）	認定こども園の取り組みについて
2	平成29年5月9日（火）	福岡県北九州市	乳幼児教育の充実について
3	平成29年5月10日（水）	広島県三次市	ごみ減量化の取り組みについて

※報告内容は別紙2のとおり

(4) 市内現地視察

No.	日 程	視 察 先	調査内容
1	平成29年11月13日（月）	舞鶴市立中筋小学校	※保幼小連携事業について

※保幼小連携事業について

- ① 中筋小学校他において実施される「保幼小連携活動研修会」の中の公開授業を見学
- ② 見学後、関係者と懇談

(5) その他委員会活動

- ① 民生環境委員会勉強会

日時：平成 29 年 4 月 26 日（水）午前 10 時から

内容：本市の現状について

- ・ごみ減量化の取り組みについて
- ・乳幼児教育の充実について
- ・認定こども園について

- ② 民生環境委員会打ち合わせ会

日時：平成 29 年 10 月 2 日（月）午後 3 時 30 分から

内容：10 月 6 日開催の委員会（議題：新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の進捗状況について）の進行等について確認

4 申し送り事項

次の意見があったので参考にされたい。

※参考

総合計画の点検項目等として、制度に関わるもの（国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療制度）を一項目入れ、議論等の題材としてはどうかとの意見。

委員名簿（7人）

委員長	鯛 慶 一	新政クラブ議員団
副委員長	松 岡 茂 長	鶴翔会議員団
委員	今 西 克 己	新政クラブ議員団
委員	小 谷 繁 雄	公明党議員団
委員	後 野 和 史	日本共産党議員団
委員	谷 川 眞 司	創政クラブ議員団
委員	山 本 治兵衛	創政クラブ議員団

【参考】新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画の進捗状況について、委員会としての点検評価結果等について（平成 29 年 10 月 6 日 民生環境委員会）

1 3R活動の推進

一般廃棄物のリサイクル率について、28 年度の実績数値は 14.1%であり、30 年度の目標数値 25.0%への達成が困難視される。

リサイクル率は、舞鶴市のごみ排出量を資源化し、割り戻した数値であるため、民間事業者等の古紙回収量の実態把握などにも努めて、その数値を加え、舞鶴市全体としてのリサイクル率を計上すれば、実績数値が上がるのではないかと考える。

2 環境美化活動の推進

各地域で行われている清掃活動への支援については、今後も引き続き努力願う。

3 国民健康保険事業に係る疾病予防の推進

概ね受診率の向上が図られている。今後も引き続き努力願う。

※ その他の意見

- ・ 次期の舞鶴市総合計画においては、受診率の数値目標を設定することについても検討されたい。

4 保育サービスの充実

行政と民間の相当な努力により、待機児童数0を堅持されていることについては、評価する。今後も引き続き努力願う。

5 幼児教育の振興

概ね計画どおりに進められている。今後も引き続き努力願う。

6 幼稚園児世帯の負担軽減

幼児教育を受ける機会の確保について、今後も引き続き努力願う。

7 私立幼稚園への支援

教育環境の充実に向けて、今後も引き続き努力願う。

8 公立幼稚園の運営

概ね計画どおりに進められている。今後も引き続き努力願う。

※ その他の意見

- ・ 舞鶴幼稚園は、隣接する西乳児保育所と統合し、平成 31 年 4 月に公立認定こども園として開設することとなっているが、先進的な幼児教育が行える環境が整うことについて、高く評価する。

9 保幼小中の連携充実

概ね計画どおりに進められている。今後も引き続き努力願う。

民生環境委員会調査視察委員長報告（平成29年7月21日議員協議会報告内容）

調査視察報告書

平成29年6月23日

民生環境委員会

日 程	平成29年5月8日(月)～10日(水)
視 察 先 及 び 調 査 項 目	大阪府 高槻市立桜台認定こども園（8日：10時～12時） ・認定こども園の取り組みについて
	福岡県 北九州市（9日：10時30分～12時） ・乳幼児教育の充実について
	広島県 三次市（10日：10時～11時30分） ・ごみ減量化の取り組みについて
参加委員	鯛慶一委員長、松岡茂長副委員長、今西克己委員、小谷繁雄委員、 後野和史委員、谷川眞司委員、山本治兵衛委員

調 査 概 要

◎大阪府 高槻市

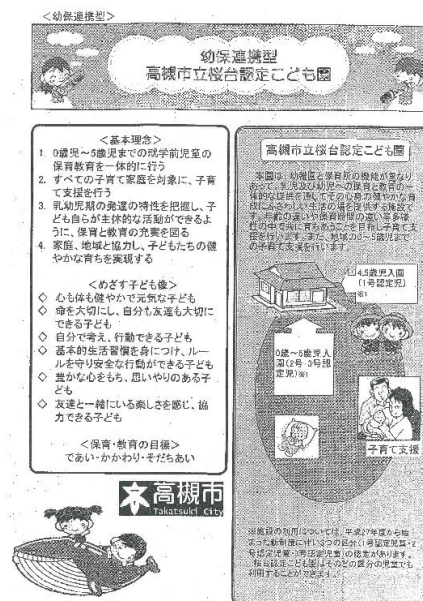
対応者：高槻市立桜台認定こども園長、子ども未来部保育幼稚園総務課長代理、
議会事務局主査、主事

(1) 認定こども園の取り組みについて

① 認定こども園の概要について

幼保連携型認定こども園は、平成27年の新制度実施に伴う法改正により、幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として設置された。

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を持っている。3歳以上の子どもは保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一緒に受けることができる。例えば保育所では保護者が仕事を辞めた場合、子どもは保育所を退園する必要があるが、認定こども園では、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して通園でき、子どもの連続した育ちを保証している。



② 運営状況等について

高槻市では平成26年以降保育所待機児童数ゼロを達成しているが、近年の保育需要の増大から更なる対応が必要である一方、公立幼稚園は入園児数の減少により集団規模を維持する事が難しくなっている（高槻市：公立幼稚園数22、公立保育所数13）。平成28年1月に、子ども子育て会議を立ち上げ、諮問を行い、答申を受けた。公立施設はすべて認定こども園として再配置すべきとの答申を受け、それを元に認定こども園の配置計画が出来上がった。

桜台認定こども園は、元々桜台幼稚園があったところに乳児棟ができたので、幼稚園保護者にとっては園庭も狭くなったし、何故こんなところにとマイナス的な意見があった。

行事数を幼稚園に合わせると、保育所保護者からすると仕事を辞めなければならない位の行事数になる。そこで行事数を少し削減すると、幼稚園保護者からはもっと子どもと接したいのということになる。全く何もない所に認定こども園ができたのであればそれを理解して入園されるが、元々幼稚園であった所を認定こども園に移行したので、保護者の理解を得るのに苦労した。

子どもにとって、様々な生活スタイルがある事を知り、視野が広がり、「今まで通りにはいかない」状況を乗り越えることでコミュニケーション力が育つ。

保護者にとっても、生活スタイルの異なる保護者との交流が進み、地域で子育てを助け合える環境ができた。また多様性を認め合う事で視野が広がり、父親の育児参加意識が向上した。1号・2号保護者ともお互いの生活スタイルを知る事で子育ての意識の向上が進んだとのことであった。

③今後の課題について

保育所で勤めている保育士と、幼稚園で勤めている幼稚園教諭が保育・教育を担っていくので、今年始めて幼稚園教諭が保育所に1年間出向して体験・人事交流している。保育所と幼稚園のそれぞれのやり方・文化があるので、それをどう共有しながらこれから保育教諭として働くかが課題となっている。

幼稚園には学校教育法に基づいた週案などの様式が、保育所には厚生労働省が担っている週案などの指導様式があり、全く違ったので、認定こども園としてどう整理していくのが今後の大きな課題である。いまだに報告が2本立てになっており、負担が大きい。

(2)質疑応答 (主なもの)

Q 民間の認定こども園が15園ある中で公立認定こども園を運営されている高槻市が見本となる運営をしなければならないと思うが、現状における民間との差はどうか。

A 民間との交流をしていないので、どんな形で保育をされているのかが分かりづらいが、習い事(英語やスイミングなど)を提供する事が教育を提供していると思われる部分があり、そこは問題であると思われる。

Q 保育士の確保について

A 高槻市では、保育士確保の為に保育士保育所支援センターを運営している。正職の募集もしているが、アルバイトの募集も行っており、実際は民間の保育士不足を解消するために行っている。民間に対して、アドバイスを行うなどして保育士確保に努めている。

Q 認定こども園になれば子供たちは幼稚園児になり、保育所の保護者からすると入園費や制服などの負担金が発生したと思われるが問題はなかったか。

A 当初は入園金が発生したが、平成27年度からは入園金は発生しておらず、ここを卒園した子供たちは幼稚園卒ではなく、認定こども園の卒園児となっている。同じく27年度から制服なし。

◎福岡県 北九州市

対応者：子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・子ども園課長、主幹、保育課指導係長、議会事務局政策調査課調査係主査

(1) 乳幼児教育の充実について

①保育の質の向上の取り組みについて

北九州市では、保育士の配置基準を1才児6：1⇒5：1に。この配置により、きめ細やかな対応ができ、嘔みつき等の事象が減少した。平成27年度の新制度により北九州市も小規模保育が増えており、全員が保育士と言う事で実施している。小規模保育でも5：1の基準を当てはめている。

研修制度では、文部科学省からの教育の質の向上に関わる事業で行われており、北九州市では昭和49年から北九州市保育研修所を設立し、昭和53年に財団法人北九州市社会福祉研修所を設立した。

北九州市保育所連盟が保育所を束ねており、年に1回11月3日に保育研修大会を開催し、54回目を迎えている。北九州市保育士全員が集まって実践発表や全国的に有名な講師の先生を招き、午後から記念講演を行っている。

保育サービスの質の向上と利用者への適切な情報提供を図るために、全国に先駆けて平成13年度に「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を設置し、平成15年度から保育所等の第三者評価事業を実施している。

②保幼小連携の取り組みについて

・取り組みの概要について

子供たちの乳幼児期からの成長過程において、コミュニケーション力の欠如、規範意識の低下等、様々な課題が生じている。近年「小1プロブレム」と言われる事象が見られるようになった。

乳幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小連携の推進の必要性が高まり、平成20年3月に新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領・小学校学習指導要領が告示され、それぞれに連携の必要性が明記された。

「元気発進！子どもプラン」と「北九州市子どもの未来を開く教育プラン」との中で、幼児期と児童期の円滑な接続を図るため、保幼小連携事業の拡充に取り組んでいく事としている。

これまでの取り組みとして、モデル事業を行ってきた。平成17・18年は市内3校区を「保幼小連携事業」のモデル校区とし子ども同士や、職員間交流で研修した内容を「保幼小連携推進会議」で検討した。平成19・20年度はその成果を踏まえ、より実践的な研究に取り組み、20年度末にその報告書を市内の全保育所、幼稚園、小学校へ配布し、市内全域への普及を図った。



平成23年度に連携推進に関する協議や情報交換を行うために、「保幼小連携推進連絡協議会」を設置し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を意識し、連携推進のガイドブックの役割を果たす『保幼小連携プログラム「つながる」1～3号』を作成し、全施設に配布した。

・今後の課題について

保育所、幼稚園、小学校で何らかの方法で連携担当者同士が連絡を取り合っているが、一方で「具体的に何をすればいいのかわからない」などの意見もあることから、保幼小連携プログラムや連携担当者名簿の更なる活用を促す必要がある。

(2)質疑応答（主なもの）

- Q 保育士の確保が困難である中で、配置基準を引き上げられた事による保育士の不足はないのか。
- A 平成 23 年当時はそこまで保育士不足ということにはなかった。今は定着しており、これが原因での保育士不足にはなっていない。6 : 1 を下回る事は問題だが、5 : 1 を守らないと補助金を出さないと言う事では無い。その年その年で変わる事はある。
- Q 保幼小連携で保育園の子どもは小学校へ年何回ぐらい行っているのか。
- A 定着している園は、年間プログラムに組み込まれているので、学期に一回ずつとか、避難訓練を一緒にしたりしている。散歩の途中で小学校に寄ったりするという連携をしているところもあり、年何回という決まりはない。
- Q 幼稚園や保育所は各小学校区以外で通園や通所をしている子どももあり、その場合の連携は取りにくいと思われるが、その点はどのような状況であるか。
- A 小学校は大抵公立であるために、作りはほぼ同じであり、保育所では自分の行く小学校では無くても、小学校環境を体験する事は出来る。また、給食の事や、トイレでハンカチで手を拭く事はなく手ふきタオルで拭く事や、上履きを履く事など、生活環境の違いを学ばせる事が大切と考えている。

◎広島県 三次市

対応者：三次市議会議長、産業環境部環境政策課長、部付課長、業務管理係長、主任、議会事務局政策調査係長、主任

(1)ゴミ減量化の取り組みについて

平成 8 年に供用を開始したゴミ処理施設「三次環境クリーンセンター」において燃えるゴミの焼却処理のほか、その他のゴミの破碎選別・リサイクルを行っている。資源ゴミについてより一層の分別徹底を推進することにより、ゴミの減量、資源化率の向上、さらには最終処分場への搬出量を削減する事を基本的な方針としている。

市民への啓発活動として、「今すぐできる ゴミを減らす 3 R ともう一つの R」を進めており、もう一つの R としてリスペクト―相手への思いやり、尊敬」をかかげている。

第 2 次三次市総合計画に掲げる取り組みとして環境型社会の実現を主軸とし、廃棄物のリサイクル活動の推進では、今まで以上に分別収集を徹底し、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量と更なるリサイクルを図っている。廃棄物の付加価値化として、廃食油を精製し、バイオディーゼル燃料にしたり、陶器・ガラス等のカレットサンド化による埋め戻し材への活用、また焼却灰のセメント資源化を検討し、更なるリサイクルを推進する。粗大ゴミの処分においては、現在無料で行っているが、排出抑制とより一層の費用負担の公平性を確保するため、今後検討を行っていくことにしている。

基本計画として、三次市環境基本計画を策定し、環境づくりに係る資源・資源循環エネルギー分野については「環境型社会～地球にやさしいエコなまち～」を掲げ、「大切につかう。」「きちんと処理する。」「資源を活かす。」の 3 項目を進めることとした。



主な施策としては、平成 15 年 10 月から粗大ゴミを除く全てのゴミの有料化（指定袋制、事業系ごみ手数料徴収）を行うと共に、分別収集の徹底を図るため、分別項目を平成 8 年以降徐々に増やし、平成 16 年 4 月以降はゴミの 17 分別を実施している。環境教育・普及啓発に努め、平成 19 年から街角 E c o ステーション事業として、市内の住民自治組織が行う地域環境の保全及び創造のための事業に対し助成金を交付することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境問題に取り組む拠点づくりを支援している。平成 18 年からはノー包装運動を開始し、レジ袋辞退をポイント制による特典を設けていたが、平成 23 年 10 月からは「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」の一環として広島県及び他の市町と足並みをそろえ、レジ袋無料配布中止（レジ袋有料化）に取り組んでいる。また、生ゴミの削減のために家庭ゴミ処理機購入費補助を実施していたが、普及等に伴う申請数の減少を受けて廃止するなど事業の見直しも行っている。

(2) 質疑応答（主なもの）

Q 広島県では可燃ゴミの R D F 化が進められているが、三次市ではその施策に参加しなかった理由は何か？

A 県が進められていた時期には三次環境クリーンセンターが稼働しており、施設も新しくなった事もあり、市独自で行っている。

Q 市町村合併が平成 16 年に行われたが、センター新設時（平成 8 年）に合併時のゴミ処理量も考えてセンター新設を行われたのか。

A 合併前から広域の 1 市 6 町村で組合を作って処理を行っていたので、処理量においては問題なく処理されている。

Q 舞鶴市の可燃ゴミの詳細で紙類が多く、その減量化にどう取り組むかを検討しているが、三次市ではさらに紙類が多くなっているがそれはなぜか

A 新聞等を何かに利用されてから、それを可燃ゴミとして排出されている事と、舞鶴市のように細かい紙ゴミを回収していない事が原因と考えられる。その理由として、細かい紙ゴミの中に不純物が混ざる事が懸念される事と、今現在の紙ゴミの量が焼却炉の熱量確保の為の適正量と考え、あえて細かい紙ゴミまでは回収をしていないため。